

「外れ馬券 経費に認めて」

当たり不申告脱税5億7000万円

公判で被告、無罪を主張

競馬の馬券配当で得た所得を申告せず、2009年までの3年間に約5億7000万円を脱税したとして、所得税法違反に問われた会社員男性(39)が大阪地裁の公判で無罪を訴えている。配当を得るための「必要経費」には膨大な外れ馬券の購入額も含めるべきで、当たり馬券だけから算定したのは不当と主張。国税関係者は「競馬の必要経費が法廷で争われるのは例がない」と審理の成り行きを注視している。

国税当局は、必要経費について「収入の発生に直接要した金額」と定めた同法を根拠に、競馬の場合は当たり馬券の購入額のみと判断。配当額から必要経費を差し引いた所得を「一時所得」とし、一般的には給与以外の所得が年20万円を超えれば確定申告が必要になるという。男性の弁護士らによると、男性は競馬予想ソフトを使い、過去の戦績などから勝つ確率の高い馬を選ぶ方法を独自に開発。ソフトにはインターネットによる馬券の自動購入機能があり、

仕事のない土日に全国の中央競馬のほぼ全レースの馬券を大量購入していた。07、09年の3年間の馬券購入額は約28億7000万円。このうち、当たり馬券になったのは約1億3000万円分で、約30億1000万円の配当を得ていた。

大阪国税局は税務調査の結果、配当額から当たり馬券の購入額を差し引いた約29億円を一時所得と認定したとみられ、無申告加算税を含む約6億9000万円を追徴課税し、大阪地裁に告発。地検が在宅起訴した。

今月19日にあった初公判で、検察側は「男性は確定申告が必要と認識していた」と違法性を主張。男性は会社員としての年収は約800万円といい、「多額な所得を得た事実はない」とし、弁護士は「外れ馬券も含めた購入総額こそが必要経費。一生かかっても払えない過大な課税は違法性があり、無効だ」と反論した。

男性は、課税を不服として大阪国税不服審判所に審査請求している。

競馬5.7億円脱税

競馬で稼いだ所得を申告せず、07～09年に約5億7000万円を脱税したとして、大阪市の会社員の男(39)が所得税法違反で大阪地裁に起訴された。男は総額28億円もの馬券を購入し、1億円を超過する利益を得ていたが、大阪地検は外れ馬券の購入額を必要経費と認めず、実際のもうけを大幅に上回る脱税額で立件した。19日にあった初公判で男は「一生かかっても払いきれない。税額を見直してほしい」と訴えた。男の主張を裁判所はどう判断するのか――。

【牧野宏美】

ハズレ券、経費認めず

関係者によると、男は過去のレース戦績を分析して市販の競馬予想ソフトを改良し、独自のシステムを構築。04年ごろからインターネットで馬券

になった07～09年は、計約28億7000万円の馬券を購入し、約30億円の払戻金を獲得。利益は約1億4000万円にも上った。

大阪国税局が強制調査

を大量に購入するようになった。決済用銀行口座に最初に100万円を入金した後は残高が順調に増え、馬券の購入額も跳ね上がった。立件対象と

に乗り出し、告発を受けた地検が11年2月に在宅起訴した。来月10日に検察側の求刑などがあり、結審する見通しだ。

公判で検察側は「約30億円の払戻金は一時所得に当たる」と主張。収入

金について約10億円(地方税も含む)の課税処分を受け、大阪国税不服審判所に審査請求している。

男は、競馬のもうけのうち約7000万円を株や投資信託につき込んだが、リーマン・ショックで損失を出したという。現在は妻子を抱えながら、手取り約30万円の月給から約8万円を税金支払いに充てている。

大阪国税局によると、一般のサラリーマンは給与所得以外の所得が年間20万円以上だと確定申告する必要があり、競馬の払戻金については、検

護側は「外れ馬券の購入額約27億4000万円も経費に算入すべきだ」と反論している。起訴とは別に、男は05～09年分の競馬での払戻金の当選金は非課税だ。

1.4億円もうけパー



新毎日

夕刊

11月29日(木)

2012年(平成24年)